

グリーンスピリッツ協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、グリーンスピリッツ協議会 (Green Spirits Association)と称す。

(目的)

第2条 本会は、植物由来の生物資源の利活用に関わる調査研究及び技術開発を推進し、
以て緑の精神を普及させ、環境保全並びに健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 資源利用に関する調査研究及び技術開発
- (2) 機関誌、会報及び小冊子等の発行
- (3) 講演会、勉強会、展示会及び見学会など各種会合の開催
- (4) 資源利用に関する実用化及び商品化を推進する部会の運営
- (5) 資源利用に関する認証制度等の企画並びに運用
- (6) 資源利用による地域振興事業の企画並びに実施
- (7) 他団体が開催する展示会等への出展
- (8) 情報の収集並びに発信
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第4条 本会は、事務局を秋田県能代市海詠坂11-1 秋田県立大学木材高度加工研究所内
におく。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する個人及び法人とし、次の2種とする。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(会費)

第7条 本会の会費は、年会費として、以下の通り定める。

(1) 個人会員 3,000円

(2) 法人会員 10,000円

2. 既納の会費はいかなる理由があっても返却しない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届けの提出をしたとき

(2) 本人が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 除名されたとき

(4) 会費が2年以上未納であるとき

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届けを会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この会則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又目的に反する行為をしたとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 運営委員 2人以上10人以内

(4) 編集委員 2人以上10人以内

(5) 監事 2人

(選任等)

第12条 会長、副会長及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2. 運営委員及び編集委員は、総会の議決を経て、会長が任免する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、役員又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 運営委員は、運営委員会を構成し、第3条に定める事業の企画、立案及び会務に関する業務を行う。
4. 編集委員は、編集委員会を構成し、第3条第2項に定める機関誌等の企画、立案、編集及び発刊に関する業務を行う。
5. 監事は、次に掲げる業務を執行する。
 - (1) 役員の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
 - (4) 前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 役員の業務執行の状況又は本会の財産について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 役員又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(費用等)

第17条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2. 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本会には、顧問を若干名置くことができる。顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

2. 顧問は、会長の要請により、本会の業務に関する重要な事案に対して意見を述べる。

第4章 総会

(種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

- (5) 役員を選任又は解任、職務および費用
- (6) 会費の制定及び変更
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第13条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2. 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

ただし、第27条第2項で定める書面表決者及び委任状提出者は、出席したものとみなす。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第27条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した会員は、前条の規定の適用については、出席したものと同みなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 役員会、運営委員会及び委員会

(役員会の構成)

第29条 役員会は、第11条に定める役員及び事務局長をもって構成する。

(役員会の権能)

第30条 役員会は、この会則に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第31条 役員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 役員 $\frac{2}{3}$ 以上から、役員会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事から第13条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき

(役員会の招集)

第32条 役員会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に役員会を招集しなければならない。
3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の議決)

第34条 役員会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 役員会の議事は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の表決権等)

第35条 各役員 $\frac{1}{2}$ の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した役員は、前2条の適用については、出席したものとみなす。
4. 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

(役員会の議事録)

第36条 役員会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を記載すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(運営委員会の構成)

第37条 運営委員会は、運営委員及び事務局長をもって構成する。

2. 運営委員会に、運営委員長1人を置く。
3. 運営委員長は、運営委員会を代表し、その業務を総理する。
4. 運営委員長は、会長が運営委員の中から任免する。

(運営委員会の権能)

第38条 運営委員会は、第13条第3項に定める業務を行う。

(編集委員会の構成)

第39条 編集委員会は、編集委員及び事務局長をもって構成する。

2. 編集委員会に、編集委員長1人を置く。
3. 編集委員長は、編集委員会を代表し、その業務を総理する。
4. 編集委員長は、会長が編集委員の中から任免する。

(編集委員会の権能)

第40条 編集委員会は、第13条第4項に定める業務を行う。

第6章 部会

(部会の設置等)

第41条 本会に、運営委員会及び編集委員会とは別に、第3条に定める事業を実施する部会を設置することができる。

2. 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 第7条に定める会費
- (2) 第3条に定める各種行事の負担金及び売上金
- (3) 寄附金、助成金及び補助金
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第44条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、各事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第52条 本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第53条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 本会が目的とする活動に係わる成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2. 前項第1号の事由により本会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 本会が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決

を経なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第56条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、会長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

第57条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1. この会則は、平成17年6月9日より施行する。
2. 平成17年度の法人会員の会費は、第7条の規定にかかわらず、3,000円とする。

以 上